

栄養表示基準（平成十五年厚生労働省告示第百七十六号）

（傍線の部分は改正部分）

（適用の範囲）

第一条 この基準は、販売に供する食品（専ら食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第八項に規定する業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品（鶏卵を除く。）を除く。以下単に「販売に供する食品」という。）につき、邦文により栄養表示をしようとする場合及び本邦において販売に供する食品であつて邦文により栄養表示がなされたもの（以下「栄養表示食品」という。）を輸入する場合について適用する。

（表示事項）

第二条 健康増進法（平成十四年法律第百二号。以下「法」という。）第三十一条第二項第一号の食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該食品の $100g$ 若しくは $100ml$ 又は一食分、一包装その他の一単位（以下この条において「食品単位」という。）当たりのたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量
- 二 販売に供する食品につき表示しようとする栄養成分（栄養表示食品を輸入する場合にあつては当該栄養表示食品に表示がなされた栄養成分）の当該食品単位当たりの量（前号に掲げる事項を除く。次条において「表示栄養成分の量」という。）
- 三 当該食品単位
- 四 当該食品単位が一食分である場合にあつては、当該一食分の量

2 食生活において別表第一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして次条の定めるところにより当該栄養成分の機能の表示をするもの（以下「栄養機能食品」という。）にあつては、栄養機能食品である旨、当該栄養成分の名称及び機能、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言並びに厚生労働大臣の個別の審査を受けたものではない旨のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。

- 一 機能に関する表示を行っている栄養成分について栄養所要量が定められている場合にあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の当該栄養所要量に対する割合
- 二 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項

（表示の方法）

第三条 前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければならない。

- 一 邦文をもつて、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に記載すること。
- 二 容器包装（容器包装が包装されている場合は、当該包装を含む。）の見やすい場所又は当該食品に添付する文書に記載すること。
- 三 容器包装（容器包装が包装されている場合は、当該包装を含む。）に記載する場合にあつては、容器包装（容器包装が包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるよう記載すること。
- 四 前条第一項第一号に掲げる事項及び表示栄養成分の量は、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に記載すること。
- 五 前号の一定の値又は下限値及び上限値（表示栄養成分の量にあつては、別表第二の第一欄に掲げるものに限る。次号において同じ。）は、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位で記載すること。

- 六 第四号の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあつては、別表第二の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた値を基準として同表の第四欄に掲げる誤差の許容範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内であること。ただし、当該一定の値のうち前条第一項第一号に掲げる事項並びに飽和脂肪酸、コレステロール及び糖類(単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。以下同じ。)に係るものにあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた当該食品一〇〇%当たりの当該栄養成分の量又は熱量(清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品以下「清涼飲料水等」という。)にあつては、当該食品一〇〇%当たりの当該栄養成分の量又は熱量が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、〇とすることができる。
- 七 前条第二項の栄養成分の機能の表示は、別表第一の第一欄に掲げる栄養成分を含む食品であつて、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の量が、それぞれ同表の第二欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項を記載して行うこと。
- 八 前条第二項の規定により表示する一日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであつてはならないこと。
- 九 前条第二項の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならないこと。
- 2 前項第四号の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事項又は表示栄養成分の量であつて当該事項に係る前項第四号の一定の値を〇とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して記載することができる。
- 3 栄養成分の機能を表示する場合には、次に掲げる表示をしてはならない。
- 一 別表第一の第一欄に掲げる栄養成分以外の成分の機能の表示
 - 二 特定の保健の目的が期待できる旨の表示

別表第一(第二条、第三条関係)
(略)